「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案」
に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和８年３月 27 日
環境省大臣官房環境保健部
企画課石綿健康被害対策室

１．概要

「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、以下のとおり意見募集を行いました。

・意見募集期間：令和８年３月４日（水）～令和８年３月 18 日（水）
・告 知 方 法 ：電子政府の総合窓口（e-Gov）による閲覧、窓口での配布
・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、FAX、電子メールのいずれか

２．意見募集の結果

（１）意見提出数

上記の意見募集期間において、当該政令案に関する御意見は 11 件でした。政令案に直接関係しない御意見につきましては、個別の回答はお示ししておりませんが、貴重な御意見として承っております。皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

（２）提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

（別紙）

パブリックコメントで提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
○物価の変動等を踏まえた給付額改定に関する御意見	
今後は、物価スライドなどの仕組みを制度的に導入し、給付水準の実質価値が長期的に維持されるよう検討すべき。	今後も基本的に毎年度、物価の変動等を考慮して、療養手当、葬祭料及び特別葬祭料の額の見直しを行うことを予定しています。
令和8年4月以降も2年に1回は現状に沿った見直しをお願いする。	
療養手当、葬祭料及び特別葬祭料の額について物価上昇等を踏まえて改定する方針が示されたことは、一定の前進として評価する。被害者・遺族の実情を一定程度踏まえた対応であると受け止めている。	令和4～5年の中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会において、患者の立場を代表する委員から、社会状況等を考慮した療養手当等の引上げについて御意見があり、議論されました。その後も、様々な機会において患者の皆様やご遺族のお声をお伺いしてまいりました。 環境省として、今後も石綿健康被害救済制度を取り巻く状況の変化に引き続き注視しつつ、必要に応じた検討を行ってまいります。
これまで患者・家族及び遺族は、療養手当・葬祭料・特別葬祭料・特別遺族弔慰金・救済給付調整金の改定を、石綿健康被害救済小委員会及び各種省庁との面談・交渉において要望を行ってきたが、環境省はこれを取り上げなかった。	
○療養手当に関する御意見	
労災認定された場合との給付額の格差が依然として大きく、同じ石綿を原因とする疾患を患っている患者として不公平感を感ずる。	石綿健康被害救済制度は、個別的な因果関係を明確にすることが困難という石綿健康被害の特殊性に鑑み、民事上の責任とは切り離して、社会全体により被害者の迅速な救済を図ろうとするものです。 このため、石綿健康被害救済制度に基づく療養手当の金額については、こうした制度の性格や類似する制度との均衡を考慮しながら設定されています。
療養手当について、石綿被害で苦しむ被害者と家族の生活を守るため、現実的に生活を支える水準への改善を強く希望する。	
労災並みに、企業と雇用契約のない、また企業因果性の立証できない被害者も救済せよという意見である。	
現在の療養手当は物価の変動に見合う額とはなっておらず、増額しても低いまま。昨今は発症年齢が若い方が多く、お金も必要。石綿救済基金の残高は750 億円弱あり、必要とされている額に増額しても基金は変わらない。	
10 万の給付金では足りない。	
物価上昇に合わせ、療養手当他見直しがあることはありがたいが、改定後の金額であっても、治療費や療養費を賄えない。	
生活コストや労災にも時間がかかる点も加えたら不十分。	

まずは創設時の生活水準や物価と比較して額を改定して欲しい。その上で、近年続く物価上昇を加味し、法に基づく額の改定を行って頂きたい。 改定後の療養手当額について、改正の概要に「被爆者援護法」や「機構法」に基づき改定したとされているが、1+2＝114,950 円となるよう 1 と 2 の金額を明記して下さい。	本政令案は、石綿健康被害救済制度の創設時以降の物価の変動等を勘案して、令和8年度分の給付額について、類似の他制度の給付に準拠した額に設定しています。療養手当の額については、①入通院に伴う諸経費という要素（39,130 円）と、②介護手当的な要素（75,820 円）を合わせた額（①＋②＝114,950 円）に改定することとしております。
中皮腫の治療が出来る病院は全国でも限られており、通院費用だけでも費用がかさむ。療養手当では無く、治療費と同じ扱いとし、全額補償して欲しい。	療養手当には、療養に要する費用そのものに加え、療養に伴う交通費や生活品等のための諸経費についても含まれています。これは、同様に入通院に伴う諸経費を含む健康上の注意を払うために必要な経費を支給している、類似制度との均衡を考慮して設定されています。
○本政令案において対象としていない給付に関する御意見	
算出の基礎となる要素（療養手当等）が増額されるにもかかわらず、その結果として導き出される総額（特別遺族弔慰金）を平成 18 年の制度創設時の水準に固定し続けることは、法第 20 条第2項の規定との論理的整合性を欠く。 物価高騰に対応するために療養手当を上げた結果、遺族が受け取る最終的な救済給付調整金が目減りし、給付総額の実質価値が低下するという事態は、「不公平感の解消」という目的に逆行する。 仮に私たちの要望を反映させても、750 億円という潤沢な基金残高に対し、支出増は軽微であり、財政上の懸念はない。 このため、特別遺族弔慰金の額（および連動する救済給付調整金の算定基準額）について、現在の 280 万円から物価上昇率等を勘案した額へ引き上げるよう要望する。	本政令案については、近年続く物価上昇を踏まえ、療養手当、葬祭料及び特別葬祭料といった、経済的負担の直接的な軽減を目的とした給付について、救済制度と類似の制度との均衡を考慮しながら、給付額の見直しを実施したものです。 特別遺族弔慰金については、石綿による被害と認識せずに、何ら補償や救済を受けられないままに石綿による重篤な疾病によりお亡くなりになった被害者のご遺族に対して、特別に弔意を表明して遺族に給付を行うものです。なお、その性格はお見舞金とされており、この性格を踏まえると、現行の特別遺族弔慰金の水準を見直す必要はないと考えています。 また、救済給付調整金については、被認定者に支給された医療費及び療養手当の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その差額分をご遺族に支給するものです。これは、認定の申請をしないで指定疾病に起因してお亡くなりになった方等のご遺族には特別遺族弔慰金が給付されるのに対し、認定後にお亡くなりになった方は、ご存命中わずかな間の医療費と療養手当のみが給付される状況が生じ得る、という不公平感の解消を趣旨として支給するものです。 よって、これらの性質から、特別遺族弔慰金及び救済給付調整金については、本政令案の対象としていません。 なお、石綿健康被害救済制度は被害者の損害を填補することを目的とした制度ではなく、被害者ご本人の医療に係る経済的負担の軽減を趣旨としたものであるため、補償的色彩の強い生活保障的な給付である年金制度は採用されておりません。
物価上昇が続く中で、特別遺族弔慰金及び救済給付調整金の基準額を据え置くことは、制度全体の均衡を損なうおそれがある。 また、療養手当の引上げのみが行われることにより、遺族が受け取る救済給付調整金が減額されるケースが生じ、制度趣旨との整合性に疑問が残る。	
遺族給付金が変わらないということは、今回療養手当の額が引き上げられた分、将来遺族が受け取る金額が減額されるのでは。 石綿救済制度には遺族年金も必要。	
療養手当・葬祭料・特別葬祭料の改定に関しては、一概に反対をするものではないが、特別遺族弔慰金・救済給付調整金が含まれておらず、「すき間のない救済」を掲げた法の理念・精神に大きく反する。法第二十条第二項の定めにも違背している。	